

平17福情答申第3号
平成17年9月16日

福岡市長
山崎 広太郎 様
(東区地域支援部地域支援課)

福岡市情報公開審査会
会長 吉 野 正
(総務企画局総務部情報公開室)

公文書公開請求に係る一部公開決定処分に対する異議申立てについて (答申)

福岡市情報公開条例(平成14年福岡市条例第3号)第20条第2項の規定に基づき、平成17年2月24日付け東区振第1288号により諮問を受けました下記の異議申立てについて、別紙のとおり答申いたします。

記

「平成13年度、平成14年度に開催された〇〇公民館運営審議会に係るすべての資料(会議当日に配布されたレジメ等を含む全ての資料)」の一部公開決定処分に対する異議申立て

1 審査会の結論

「平成13年度、平成14年度に開催された〇〇公民館運営審議会に係るすべての資料（会議当日に配布されたレジメ等を含む全ての資料）」（以下「本件対象文書」という。）について、福岡市長（以下「実施機関」という。）が一部公開決定（以下「本件決定」という。）により非公開とした部分のうち、発言者名を除いた部分については、公開することが妥当である。

2 異議申立ての趣旨及び経過

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、平成16年12月21日付けで実施機関が異議申立人に対して行った本件決定について、その取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての経過

ア 平成16年12月10日、異議申立人は、実施機関に対し福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、本件対象文書について公開請求を行った。

イ 平成16年12月21日、実施機関は、本件対象文書について、条例第11条第1項の規定により本件決定を行い、その旨を異議申立人に通知した。

ウ 平成17年2月1日、異議申立人は、本件決定について、これを不服として実施機関に対して異議申立てを行った。

3 異議申立人及び実施機関の主張の要旨

(1) 異議申立人の主張

異議申立人は、異議申立書、反論意見書及び当審査会第1部会における口頭意見陳述において、概ね次のように主張している。

ア 平成15年3月14日に開催された第3回の運営審議委員会で、地域指導委員の選任が議題となっているが、福岡市は、条例第7条第1号、第4号、第5号を楯に全てを非公開とした。人事に関するから内容は非公開では条例の悪用である。条例は市民のためにある。条例は正しく適用されるべきである。条例の最大の目的は、国民の知る権利の擁護である。条例第1条は、「この条例は、日本国憲法の保障する住民自治の理念にのっとり、市民の知る権利を具体化するため、・・・」と定めている。つまり、公開が原則であるが、公開される者の、権利保護をどうするか、これが第3条であり、第7条である。

イ 然るに、体育指導委員、子ども団体地域指導委員の推薦について委員の意見を求める人事案件が含まれていたため非公開としたと弁明した。公民館人事は非公開というその考えそのものがいびつである。第7条に該当し、やむなく非公開とする部分がまれにはあるとしても、推薦者、推薦理由くらいは開示しても第7条には違背はしない。反対の意見でも、公開できる内容はある。

ウ 人事は非公開と無条件で断じるのは、公民館制度（全て公開が原則）に違背するし、国民の知る権利を阻害し、又、非公開制度を悪用した特定人による制度の悪用により、憲法で定めた、基本的人権をも侵害する風土を生みかねない。第7条第1号に定める個人に関する情報とは、個人名を開示してはいけないということではない。速やかな開示を要求する。

(2) 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書及び当審査会第1部会における口頭意見陳述において、概ね次のように主張している。

ア 本件公文書について

福岡市〇〇公民館運営審議会は、「福岡市教育委員会の附属機関等の設置及び運営に関する要綱」に基づき必要な事項を定めた「福岡市公民館運営審議会の運営要領（以下「運営要領」という。）」に基づき、開催したものであるが、今回、異議申立ての対象となった文書は、平成14年度第3回公民館運営審議会（以下「第3回運営審議会」という。）の会議記録である。

イ 本件処分について

① 公民館運営審議会は、運営要領に基づき、原則として会議を一般市民に公開し、会議記録についても公開を原則としている。しかし、本件の第3回運営審議会は、体育指導委員及び子ども団体地域指導員の推薦について委員の意見を求める人事案件が含まれていたため、運営要領に従いその部分のみ非公開として開催したところであり、その部分の会議記録についても非公表としているものである。

② なお、公開請求に当たっては、過去に情報公開審査会の答申で示された方針に従い、非公表記録であっても公開して差し支えない部分は極力公開することとし、条例第7条第1号、第4号、第5号に該当すると認められる部分のみを非公開としたものである。

③ したがって、異議申立人が異議申立書に記載した、「平成15年3月14日に開催された第3回の運営審議会で、地域指導委員の選任が議題となっているが、福岡市は、条例第7条第1号、第4号、第5号を楯に全てを非公開とした」という主張は、事実と反している。

ウ 条例第7条第1号、第4号及び第5号該当性の判断について

本件対象文書の非公開部分は、第3回運営審議会においてなされた体育指導委員候補者及び子ども団体地域指導員候補者の資質に対する評価に関する記録であって、発言した個人が識別される情報である。これを公開すると、当該個人が行った評価に関して、地域でのトラブルの原因となることが考えられ、委員が自由に意見を発言できなくなる事態が生じることも予想されることから、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれと同時に、体育指導委員及び子ども団体地域指導員の人事に関する事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれを否定できない。

したがって、条例第7条第1号、第4号及び第5号に該当すると判断し、非公開としたものである。

4 審査会の判断

上記のような異議申立人及び実施機関の主張に対して、当審査会は次のとおり判断する。

(1) 公民館及び公民館運営審議会について

ア 公民館は、地域住民の生涯学習及び地域コミュニティ活動を支援することにより、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的として、社会教育法（昭和24年法律第207号）の規定に基づき設置される施設である。

イ 公民館運営審議会（以下「運営審議会」という。）は、公民館の公正かつ民主的な運営を確保するため、社会教育法に基づき設置される合議制の機関であり、公民館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するという同法に定める事務を行うとともに、本市においては、公民館長、公民館主事、体育指導委員、子ども団体地域指導員等の地域コミュニティ活動において重要な役割を担う本市の特別職職員の人事に関して、地域の意見を反映させるため、公民館運営審議会設置要綱に基づき実施機関に対し公民館長候補者を推薦し、又は公民館長が体育指導委員、子ども団体地域指導員等の候補者を推薦するに当たって公民館長に意見を述べるなど、一定の関与を行うこととなっていた。

また、運営審議会の委員は、社会教育法により、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱することとされていた。

なお、平成16年4月以降、公民館事業が福岡市教育委員会から福岡市長に移管されたことに伴い、運営審議会も公民館運営懇話会となっている。

(2) 本件対象文書について

本件対象文書は、平成15年3月14日に開催された〇〇公民館運営審議会の会議について、運営要領に基づき記録された公式の会議記録である。

本件対象文書には、運営審議会が開催された「日時」、「場所」、「出席者氏名」、「議

題」,「公開・非公開の別」,「非公開の理由」,「記録」,「記録者氏名」及び公民館長が押印する「館長印」の各欄で構成されており,その記録内容は,体育指導委員及び子ども団体地域指導員(以下「指導員等」という。)の推薦に関する審議記録である。

(3) 条例第7条第5号(行政運営情報)該当性について

ア 条例第7条第5号(以下「第5号」という。)は,市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって,公にすることにより,人事管理に関する事務に関し,公正かつ円滑な人事の確保に著しく支障を及ぼすおそれがあるなど,当該事務又は事業の性質上,当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについては,非公開情報と規定している。

イ 本件対象文書に記録されている内容は,指導員等の推薦に関する運営審議会の会議記録であって,指導員等の人事という本市の事務事業に関する情報であることが認められる。

ウ 地域住民の生涯学習及び地域コミュニティ活動を支援することにより,生活文化の振興,社会福祉の増進に寄与するという公民館の目的に鑑みれば,公民館に関する情報は,できる限り地域住民に公開することが適当であり,またその情報が指導員等の人事に関する情報であっても,単なる事実関係の報告や手続に関する説明等については,これを公開したとしても,指導員等の人事に関する事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず,公開するのが相当である。

エ ところで,実施機関は,本件対象文書のうち非公開とした部分(以下「非公開部分」という。)は,個別の候補者の資質に対する評価に関する記録であって,発言した個人が識別される情報であるので,これを公開すると,当該個人が行った評価に関して,地域でのトラブルの原因となることが考えられ,委員が自由に意見を発言できなくなる事態が生じることも予想されることから,率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれと同時に,ひいては指導員等の人事に関する事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから,そのような情報については,第5号に該当するものとして非公開としたと主張している。

オ そこで,非公開部分について個別に見分してみると,そこには,指導員等の人事に関する情報として,その推薦に関し,発言者名を含め,審議の概要が記録されており,単なる事実関係の報告や手続に関する説明等ではないことが認められる。

カ 個別の候補者の資質に対する評価,意見等に関する情報については,実施機関

が主張するように、これを公開すると、一般的には、当該個人が行った評価に関して、地域でのトラブルの原因となることが考えられ、委員が自由に意見を発言できなくなる事態が生じることも予想されることから、指導員等の人事に関する事務事業に著しい支障を生じるおそれを完全に否定することはできない。

キ しかしながら、非公開部分のうち、発言者名以外の部分は、指導員等の候補者としての抽象的な評価を述べたものであり、本件対象文書のその余の記述と合わせても、候補者の個別の能力、資質に対する具体的な評価とは認められない。

ク したがって、発言者名以外の部分については、これを公開することにより、地域でのトラブルの原因となるものとは考えられないため、指導員等の人事に関する事務事業に著しい支障が生じるおそれは認められず、当該部分は、第5号に該当する情報とは認められないので、公開することが妥当である。

ケ ところが、発言者名については、この事案に関する諸般の事情から、これを公開すると、委員が自由に意見を発言できなくなる事態も生じることが予想されることから、指導員等の人事に関する事務事業に著しい支障を生じるおそれがないとはいえず、発言者名については、第5号に該当する情報として非公開とするのが妥当である。

コ 他方、異議申立人は、公民館に関する地域の人事は原則公開されるべきで、人事は非公開と無条件で断じるのは、公民館制度（全て公開が原則）に違背する旨を主張する。

サ しかしながら、公民館の目的が地域住民の福祉の増進にあり、地域住民の参加による運営がなされるべきものであるとしても、そのことから、公民館に関する情報については全て住民に公開しなければならないこととなるものではない。その公開・非公開については、条例の規定に則して判断されるべきであり、本市の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある限りにおいては、第5号に該当する情報として非公開とせざるを得ないものである。

したがって、この点に関する異議申立人の主張は、理由がない。

(4) 条例第7条第4号（審議、検討又は協議に関する情報）該当性について

ア 条例第7条第4号（以下「第4号」という。）は、市の機関及び国等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるものについては、非公開情報と規定している。

イ 非公開部分のうち、発言者名以外の部分については、(3)キ及びクにおいて考察

したように、これを公開したとしても、委員の率直な意見の交換等を不当に損なうおそれはないものと考えられることから、第4号にも該当しないものと解される。

ウ また、発言者名については、(3)ケにおいて述べたとおり、第5号に基づき非公開が妥当であると認められることから、第4号該当性については、当審査会において重ねて判断しないものである。

(5) 条例第7条第1号（個人情報）該当性について

ア 条例第7条第1号（以下「第1号」という。）は、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるものについては、同号ただし書のアからウまでに掲げる情報を除いて、非公開情報と規定している。

イ 実施機関は、非公開部分は、発言した個人が識別される情報であるため、第1号にも該当する旨を主張しているが、(3)ケにおいて述べたとおり、発言者名については、第5号に基づき非公開が妥当であると認められることから、第1号該当性については、当審査会において重ねて判断しないものである。

以上により、本件決定について、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成17年2月24日	実施機関からの諮問
平成17年3月25日	実施機関が弁明意見書を提出
平成17年4月20日	異議申立人が反論意見書を提出
平成17年5月13日(部会)	異議申立人及び実施機関の口頭意見聴取並びに審議
平成17年6月10日(部会)	審議
平成17年7月15日(部会)	審議
平成17年8月10日(部会)	審議

平成17年9月9日(部会)

審議

6 答申に関与した委員

吉野正, 臼杵昭子, 多田利隆, 福山道義